

第3章 利用者負担額、給食費及び時間外保育／預かり保育

3-1 保育所・認定こども園（保育所的利用）・小規模保育を利用する場合

（1）利用者負担額

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の利用者負担額は0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収がありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

3歳児未満の利用者負担額については、次の表をご確認ください。

保育所等利用者負担額表（教育・保育給付認定：2・3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				3歳未満児	3歳児以上
階層区分	定 義		保育必要量	利用者負担額 (月額)	利用者負担額(月額0円)
					給食費のうち、 副食費徴収免除
第1階層	生活保護世帯		標準時間	0円	幼児教育・保育の無償化に伴い3歳児以上の利用者の負担額は0円
			短時間	0円	
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	0円	
			短時間	0円	
第2-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	0円	
			短時間	0円	
第3-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	19,000円	
			短時間	16,000円	
第3-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円	
			短時間	6,000円	
第4-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円	
			短時間	27,000円	
第4-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円	
			短時間	6,000円	
第5-1階層	市町村民税所得割合算額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円	
			短時間	27,000円	
第5-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円	副食費徴収免除
			短時間	6,000円	
第6階層	市町村民税所得割合算額 77,101円以上 97,000円未満		標準時間	30,000円	
			短時間	27,000円	
第7階層	市町村民税所得割合算額 97,000円以上 169,000円未満		標準時間	43,000円	0円
			短時間	40,000円	
第8階層	市町村民税所得割合算額 169,000円以上 301,000円未満		標準時間	57,000円	
			短時間	54,000円	
第9階層	市町村民税所得割合算額 301,000円以上		標準時間	63,000円	
			短時間	60,000円	

(注)ひとり親世帯等とは、母子家庭又は父子家庭の方、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯及び準要保護世帯のことをいいます。

< 利用者負担額及び副食費徴収免除の算定の基となる税年度 >

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額 (前々年の収入)						当該年度の市町村民税額 (前年の収入)					

3歳児未満の利用者負担額及び3歳児から5歳児の副食費徴収免除（以下「利用者負担額」という。）は、世帯の市町村民税額、子どもの教育・保育給付認定区分、兄弟姉妹の状況等によって、東金市が設定した階層区分に応じて決定します。

算定には、市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基としますが、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

利用者負担額は、小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、第1階層～第4階層及び第5－2階層の方については、年齢の上限及び入所施設の制限はありません。また、第3－2階層、第4－2階層及び第5－2階層の方は、2人目以降は無料となります。

3号認定の子どもが年度途中で3歳の誕生日を迎え2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の利用者負担額を適用します。

（２）給食費（主食費＋副食費）

- ①給食費は、3歳児以上は給食材料費の実費負担が必要で、0～2歳児は利用者負担額に給食費が含まれています。

給食費の金額は、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

例）市立保育所・市立認定こども園（保育所的利用）の令和7年度給食費

月額5,700円（内訳：主食費600円＋副食費5,100円）

- ②3歳児以上の給食費のうち、副食費については徴収免除制度があります。保育所や認定こども園（保育所的利用）を利用する子どもの場合は、次に該当する方が適用となります。

ア）保護者及び保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の子ども（ひとり親世帯等（P13）の場合は、77,101円未満の子ども）

イ）世帯の所得にかかわらず、小学校就学前の子どもから順に数えて3番目以降の子ども

※副食費徴収免除の対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を別途送付します。

主食費についてはみなさんにご負担いただきます。

(3) 時間外保育

時間外保育の利用には、利用者負担額とは別に時間外保育料がかかります。

市立保育施設の時間外保育料については次のとおりです。その他の施設等の時間外保育については、各施設にお問い合わせください。また、時間外保育の利用においては、施設が設定する実費負担がかかる場合があります。

なお、育児休業取得中の保護者がいる子どもは、時間外保育を利用できませんのでご注意ください。

(例) 東金市立保育施設の時間外保育

○時間外保育時間

標準時間	平 日 (朝) 7:00~7:30 (夕) 18:30~19:00
	土曜日 (朝) 7:00~7:30 (夕) -
短時間	平 日 (朝) 7:00~8:00 (夕) 16:00~19:00
	土曜日 (朝) 7:00~8:00 (夕) -

○時間外保育料

	月単位利用 (月額)	臨時利用
平 日	500円/30分	50円/30分
土曜日	100円/30分	

※月単位利用について、利用者負担額の階層区分が第1階層、第2-1階層及び第2-2階層に該当する場合は無料です。また同一世帯から2人以上の子どもが市立保育施設に入所している場合、2人目の子どもの時間外保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。

臨時利用については、階層及び利用人数にかかわらず1人あたり30分50円の利用料金がかかります。



3-2 認定こども園（幼稚園的利用）を利用する場合

（1）利用者負担額

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額が0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収がありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

（2）給食費（主食費＋副食費）

給食費は無償化対象外のため、保護者のご負担となります。

給食費の金額は、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

例）市立認定こども園（幼稚園的利用）の令和7年度給食費

月額4,020円（内訳：主食費530円＋副食費3,490円）

※正気こども園を希望される場合は、20ページ『正気こども園の給食の提供方法はどうなっていますか？』を必ずご確認ください。

給食費には、副食費の徴収免除制度があり、認定こども園（幼稚園的利用）を利用する子どもの場合は、次に該当する方が適用となります。

ア）保護者及び保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の子ども

イ）世帯の所得にかかわらず、小学校3年生までの子どもから順に数えて3番目以降の子ども

※副食費徴収免除の対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を別途送付します。

主食費についてはみなさんにご負担いただきます。

（3）預かり保育

預かり保育の利用には、利用者負担額とは別に利用料がかかります。

市立認定こども園の預かり保育の利用料については次のとおりです。その他の認定こども園の預かり保育については、各施設にお問い合わせください。また、預かり保育の利用においては、施設が設定する実費負担がかかる場合があります。

市立認定こども園の預かり保育

区分により利用料が異なります。利用料の上限は1月あたり7,000円（給食費・おやつ代等を除く）となります。なお、保護者の育児に伴う心理的負担等軽減のための預かり保育は、1月あたり4日を上限とします。

区 分	利用料
平日（8：00～8：30）	日額 50円
平日（教育時間終了後～16：00）	日額 200円
長期休業日（8：00～13：00）	日額 400円
長期休業日（8：00～16：00）	日額 800円
給食費	1食 230円
おやつ代等	1回 100円

- ・長期休業日は春季、夏季及び冬季となります。
- ・やむを得ない事由により、預かり保育の利用時間を超えた場合は30分ごとに50円加算されます。
- ・幼児教育・保育の無償化により、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、利用開始以前に「新2号認定」を受けた場合は、対象費用について上限額まで払い戻しの対象となる場合があります。
- ・「新2号認定」については、無償化パンフレットをご覧ください。

3-3 利用者負担額の納付先

施 設	納付先
保育所（東金市立、私立） 認定こども園（東金市立）	東金市に納付 (口座振替による納付をお願いしています。)
保育所、認定こども園、小規模保育 (東金市外の市立)	施設所在の市町村
認定こども園、小規模保育（私立）	施設に納付

納期限は毎月末日（土・日・祝休日・年末年始の休業日に当たるときは、その日以後における最初の休業日以外の日）です。期限内に納付ができない場合は、必ず事前にご相談ください。

なお、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促状を送付します。この督促の指定期限までに納付がない場合利用者負担額については、地方税の滞納処分の例により、預金、給与、不動産等の財産の差押を行います。また併せて、利用者負担額に未納がある場合には、東金市が支払う児童手当を保育料に充てることがあります(保育料の特別徴収制度)。

利用者負担額を 滞納すると	(1) 督促状の送付
	(2) 催告書の送付（納付の催促を行います。）
	(3) 児童手当受給者の承諾を必要としない児童手当からの特別徴収及び 申出による児童手当からの充当
	(4) 差押等の滞納処分（地方税の滞納処分の例により、預金、給与、不 動産等の財産の差押を行います。）

